

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成21年6月29日
<b>【会社名】</b>	株式会社きもと
<b>【英訳名】</b>	KIMOTO CO., LTD.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 木本 和伸
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当事項はありません。
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都新宿区新宿二丁目19番1号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所  (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 木本 和伸は、当社および連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有している。

その責任の遂行に当たり、当社グループは、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備および運用している。

なお、内部統制には、一般的に、有効に機能しない固有の限界があるので、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

当社グループは、連結会計年度の財務報告に係る内部統制のテストおよび評価の年間計画に基づき、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）を適切に分析し、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、全社的な内部統制の整備および運用状況ならびにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価した。その評価結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定した。当該業務プロセスの評価においては、内部統制の評価範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について整備および運用状況の評価を実施することによって、財務報告に係る内部統制の基本的要素が有効に機能しているかを評価した。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響を金額的および質的影響の観点から重要性を考慮し、必要な範囲を決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は、当社および連結子会社3社の全社的な内部統制の結果を踏まえ、合理的に決定した。事業拠点に関しては、同一の事業内容、業務処理方法および統制を行っている拠点を合わせて一つの事業拠点と捉え、当社および各連結子会社を個別の事業拠点とした。当該事業拠点のうち、重要な事業拠点の選定については、各事業拠点の前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2に達する事業拠点を選定した。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目、即ち、「売上」、「売掛金」および「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価対象とした。

また、財務報告への影響を勘案して、すべての事業拠点における重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価対象に追加した。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成21年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断する。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。